令和　　年　　月　　日

預金口座振替依頼書（自動振込利用）

金融機関名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 所 在 地

　　　　　　　 銀行・信用金庫　　　　　　　　　事業所名

　　　　　 　　組合　　　　　　支店　御中　　　代表者名　　　　　　　　　　　 　　　　　 ㊞

武蔵村山市商工会　御中

私が（当社）が武蔵村山市商工会に支払うべき会員会費を、私（当社）名義の預金口座から次のとおり口座振替により支払うことにしたので、下記事項確約のうえ依頼します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  | 届出印 |
| フリガナ |  |  |
| 口座名義人 |  |
|  |
| 電話番号 |  |
| 金融機関名指定預金口座 | 銀行信用金庫　　　　　　　　　　　　　　支店組合 |
| 預金種目 | １．普通預金 　　・ 　　２．当座預金 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 振　替　日 | 毎年　６月１５日　１０月１５日 |
| 振替開始日 | 令和　　年　　月　　日　１５日分支払分から |
| 振替金額 | 武蔵村山市商工会が発行する預金口座振替請求書に記載の金額 |
| 確約事項 | １. 預金の支払い手続きについては、当座勘定約定または預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出などいたしませんから、貴行所定の方法で処理されること。２. 指定預金残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私（当社）に通知することなく請求書を返却されても異議はないこと。３. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私（当社）に通知されることなく解除されても異議はないこと。４. この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴行には迷惑をかけないこと。５. その都度、振替日・振替金額の事前連絡はしないこと。６. 振替が不能の時は、再度振替をする。７. 振替日に残高不足のないように、振替日の二日前までに入金すること。 |
| 商工会会員コード |  |

以下金融機関記入欄

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 備考 | 受付日 | 検印 | 印鑑照合印 | 受付者印 |
|  |  |  |  |  |